

青森県報

第三千三百三十一号

平成二十二年
十二月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) …… 一
生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 一
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同) …… 三
障害者自立支援法による障害者支援施設の指定……………	(同) …… 四
公 告	
個人事業税処理票システム構築業務委託に係る一般競争入札……………	(税務課) …… 四
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) …… 五
選挙管理委員会	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………	(事務局) …… 五
海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………	(同) …… 六

公安委員会

青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により青森県警察本部長が定める法人…………… (広報課) …… 六

青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により青森県警察本部長が定める法人…………… (同) …… 七

告 示

青森県告示第八百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	平成三二・四
三沢市立三沢病院(歯科)	"	"

青森県告示第八百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
三沢市立三沢病院 三沢市立三沢病院(歯科)	三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	平成三・二・五
三沢薬剤師薬局	"	"
ヘルシークラブ三沢薬局	三沢市大字三沢字堀口一六四の二八三 三沢市大字三沢字堀口一六四の二三九	三・二・八
ほのぼの薬局	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一八	三・二・一

青森県告示第八百七十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三村 申吾

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	施設入所支援	障害者支援施設山郷館 弘前市大字百沢二八 平成三・三・一	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	生活介護	障害者支援施設山郷館 弘前市大字百沢二八	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	施設入所支援	障害者支援施設山郷館 弘前市大字百沢二八	
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	生活介護	障害者支援施設山郷館 弘前市大字百沢二八	

青森県告示第八百七十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三村 申吾

事業者	事業所	変更前	変更後
株式会社夢の家	居宅介護	四一の三九	四一の三九
株式会社夢の家	重度訪問介護	四一の三九	四一の三九
株式会社夢の家	地域移行型ホーム事業所「さくら」	四一の三九	四一の三九

区分	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	変更年月日
変更前	有限会社クマコムミツ	五所川原市中央二丁目八七	居宅介護	五所川原市中央一丁目三の六	平成三・六・三
変更後	有限会社クマコムミツ	五所川原市中央一丁目八七	重度訪問介護	五所川原市中央一丁目八七	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 まごころ社	株式会社 まごころ社	株式会社 まごころ社	株式会社 まごころ社	有限会社 修清	有限会社 修清	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営
五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	北津軽郡中 泊町大字中 九里宝森二 九一の三	北津軽郡中 泊町大字中 九里宝森二 九一の三	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五
重度訪問 介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	就労継続 B型支援	就労継続 B型支援	就労移行 支援	就労移行 支援	就労移行 支援	自立訓練 （生活訓練）
介護サー ビスまご ころ	介護サー ビスまご ころ	介護サー ビスまご ころ	介護サー ビスまご ころ	夢の森	夢の森	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営	特定非営 利活動法 人里来夢 の法営
五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	北津軽郡中 泊町大字中 九里宝森二 九一の三	北津軽郡中 泊町大字中 九里宝森二 九一の三	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五	八戸市大字 櫛引の白田 二の五
五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	五所川原市 稲葉四九の 大字	〇二内町大 一内町大 三三の二	〇二内町大 一内町大 三三の二	八戸市大字 新井田常 光田二五の	八戸市大字 新井田常 光田二五の	八戸市大字 新井田常 光田二五の	八戸市大字 新井田常 光田二五の
〃	三・九・二〇	三・九・二〇	三・九・二〇	三・九・一	三・九・一	〃	〃	〃	三・二・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉 法人虹	社会福祉 法人虹	社会福祉 法人虹	社会福祉 法人虹	特定非営 利活動法 人雑木林	特定非営 利活動法 人雑木林	社会福祉 法人健誠	社会福祉 法人健誠
青森市問屋 一丁目一〇	青森市問屋 一丁目一〇	青森市問屋 一丁目一〇	青森市問屋 一丁目一〇	十和田市大 字赤沼七 川原四七	十和田市大 字赤沼七 川原四七	つがる市森 町四七六 の二	つがる市森 町四七六 の二
重度訪問 介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	児童ピ ンクスイ	児童ピ ンクスイ	知的障害 施設授	知的障害 施設授
ヘルパー センター はるし かぜ	ヘルパー センター はるし かぜ	ヘルパー センター はるし かぜ	ヘルパー センター はるし かぜ	子ども 自由空間 ・雑木林	子ども 自由空間 ・雑木林	月見野食 房	月見野食 房
青森市東大 野二丁目三	青森市東大 野二丁目三	青森市東大 野二丁目三	青森市東大 野二丁目三	十和田市大 字赤沼九 川原二六	十和田市大 字赤沼九 川原二六	つがる市森 町四七六 の二	つがる市森 町四七六 の二
〃	三・二〇・一	三・二〇・一	三・二〇・一	三・八・六	三・八・六	三・二・一	三・二・一

青森県告示第八百七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設置の場所	指定年月日
-----	-------	-------

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十二年十二月二十二日

青森県告示第八百七十五号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

社会福祉法人 青森市大字駒込三丁目見野九一八	社会福祉法人 青森市大字駒込三丁目見野九一八	社会福祉法人 青森市大字駒込三丁目見野九一八	社会福祉法人 青森市大字駒込三丁目見野九一八	社会福祉法人 青森市大字駒込三丁目見野九一八	名称 主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス 障害福祉サービス
知的障害者施設	知的障害者施設	知的障害者施設	短期入所	知的障害者施設	障害福祉サービス	障害福祉サービス
知的障害者施設	知的障害者施設	知的障害者施設	知的障害者施設	知的障害者施設	名称 所在地	障害福祉サービス事業所
青森市大字駒込三丁目見野九一八	青森市大字駒込三丁目見野九一八	青森市大字駒込三丁目見野九一八	青森市大字駒込三丁目見野九一八	青森市大字駒込三丁目見野九一八	所在地	青森市大字駒込三丁目見野九一八
"	"	"	"	平成三〇・三	廃止年月日	

障害者支援施設山郷館	弘前市大字百沢字東岩木山二六二八	平成三〇・三
障害者支援施設山郷館	黒石市八甲六四の一	"

公 告

個人事業税処理票システム構築業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一般競争入札に付する事項
- 委託業務名
個人事業税処理票システム構築業務
- 委託期間
契約締結の日から平成二十三年三月二十二日まで
- 履行場所
青森県総務部税務課の指定する場所
- 委託業務内容
入札説明書による。
- 入札に参加する者に必要な資格
- 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により電子計算組織に係るシステム開発契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止措置を受けていない者であること。
 三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 青森市長島一丁目の一
 青森県総務部税務課税務電算グループ
 電話 〇一七 七二二 一〇〇一（内線五四二〇）

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟 一階 会計管理課入札室

2 日時 平成二十三年一月十一日 午後一時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第

二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定に

よる。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百五

分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証
 の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年十二月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ドアドアラウンド・青森

三 代表者の氏名

佐藤 智子

四 主たる事務所の所在地

青森市大字石江字江渡一〇四の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、青森市周辺地域に在住する高齢者・障がい者とその家族・子ども達
 が、共に人間らしく豊かに暮らしていくための事業を行い、地域福祉の増進に寄与
 することを目的とする。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成二十二年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及
 び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分
 一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方
 自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法
 第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八
 十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六

十二号) 第八条第二項において準用する場合を含む。) の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、一六八 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二五九、七三〇 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 七、九六六 人

西津軽郡選挙区 六、四〇〇 人

南津軽郡選挙区 六、八二〇 人

北津軽郡選挙区 八、三三四 人

上北郡選挙区 二八、八〇三 人

三戸郡選挙区 二一、五二五 人

青森市選挙区 八三、六二五 人

弘前市選挙区 五、〇七一 人

八戸市選挙区 六五、五八四 人

黒石市選挙区 一〇、二〇〇 人

五所川原市選挙区 二〇、六四七 人

十和田市選挙区 一八、〇三二 人

三沢市選挙区 一一、一三二 人

むつ市選挙区 二二、七四一 人

つがる市選挙区 一〇、四八八 人

平川市選挙区 一一、七八二 人

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

平成二十二年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

三、七六八 人

二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二、六七五 人

公安委員会

青森県警察本部長告示第五十八号

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十三条第一項の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、青森県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十四年二月青森県警察本部訓令第一号)により例によることとされる知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成十二年三月青森県規則第八十二号)第六条の規定により告示し、平成二十二年一月二十九日青森県警察本部長告示第四号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により青森県警察本部長が定める法人)は、廃止する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

名 称	主たる事務所の所在地
公益財団法人青森県暴力追放県民センター	青森市新町二丁目一番七号

青森県警察本部長告示第五十九号

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十九条の規定により実施機関が定める法人を次のとおり定めたので、青森県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十八年三月青森県警察本部訓令第四号）により例によることとされる知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）第十条の規定により告示し、平成十八年三月二十九日青森県警察本部長告示第二号（青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により青森県警察本部長が定める法人）は、廃止する。

平成二十二年十二月二十二日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

名 称	主たる事務所の所在地
公益財団法人青森県暴力追放県民センター	青森市新町二丁目一番七号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭